

お知らせ

令和8年3月19日
高浜町建設整備課

入札及び契約関係書類の押印の見直しについて

このことについて、下記のとおり見直しを行いますので、お知らせします。

記

1 押印を不要とする書類

【入札関係】

工事費内訳書

紙入札承認願

入札辞退届 など

【契約関係(工事・業務委託・物品・役務関係)】

工事着工届・業務着手届

工程表

工事完了届・業務完了届・納入完了届 など

2 押印を必要とする書類

契約書、委任状・入札書(紙入札時)、見積書 など

3 施行日

令和8年4月1日(以降に作成される入札及び契約関係書類に適用)

4 その他

○押印を不要とした書類の一部(別表「※」)については、本人確認・文書内容の真正性を担保するため、押印に代えて「発行責任者、発行担当者の所属、職氏名、連絡先(電話番号・メールアドレス)」の記載が必要です。

○押印を不要とした書類について、押印しないことを強制するものではありません。
押印されていても従来どおり受け付けます。

○今後、他の書類についても、適宜見直しを行う予定です。